

県民・事業者への感染対策徹底の要請

本県がまん延防止等重点措置実施区域に指定されたことを踏まえ、基本的な感染対策、施設の使用制限やイベント開催制限などの感染対策の徹底について、特措法第31条の6第1,2項、第24条第9項等に基づき県民・事業者等に要請する。

1 基本的な感染対策の徹底

- ・ 適切なマスクの着用（不織布マスクの奨励）、手洗いや手指消毒、ゼロ密（三密（密閉・密集・密接）の回避）、人と人との距離の確保、換気、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる場合の出勤・登校の自粛等の徹底

（職場）

- ・ 「居場所の切り替わり」（食堂、休憩室、更衣室、喫煙室、移動時の車内等）でのマスクの着用、換気の徹底、従業員の体調管理など 職場内での感染対策の徹底

（学校）

- ・ 「居場所の切り替わり」（サークル室や部室、食堂、昼休や登下校時等）でマスクの着用、給食の際の黙食の徹底、換気の徹底、体調が悪い場合の休みやすい環境整備など 校内で感染を拡大させない取組の徹底

（家庭）

- ・ 帰宅後の手洗い・消毒、換気、家族の健康管理など 家庭での感染対策の徹底

2 外出自粛等

- ・ 不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は極力控えること（但し、「対象者全員検査」を受けた者は要請の対象外）
- ・ 外出時には混雑している場所や時間を避けて少人数で行動
- ・ 時短要請時間外に飲食店等に入出入りしないこと
- ・ 会食は、少人数、長時間・大声の回避、会話時はマスク着用を徹底
- ・ 感染対策が徹底されていない飲食店、カラオケ店等の利用を厳に控えること
- ・ 店舗の店先・路上・公園等での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛
- ・ 感染不安を感じる無症状者の検査受検
- ・ 「新型コロナ対策適正店認証」認証店舗利用の推奨

3 施設の使用制限等

① 飲食店等への要請等

○ 「新型コロナ対策適正店認証制度」認証店舗

- ・ 営業時間短縮を要請（①又は②を選択）
 - ① 5時～21時の営業時間短縮（酒類提供は11時～20時30分）
 - ② 5時～20時の営業時間短縮（酒類提供禁止）
- ・ 同一テーブル4人以内、短時間（2時間程度以内）での飲食を要請（但し、ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等登録店舗で「対象者全員検査」の活用により同一テーブル5人以上の飲食可）

○ 上記以外の非認証店舗

- ・ 5時～20時の営業時間短縮（酒類提供禁止）
- ・ 同一グループ4人以内、短時間（2時間程度以内）での飲食
- ・ 「新型コロナ対策適正店認証」取得の推奨

○ 飲食以外の会話時のマスク着用の徹底

②多数利用施設等の感染対策の徹底

- ・ 社会福祉施設、病院、学校園、大規模商業施設(食料品売場)など多数の者が利用し、クラスターに繋がる可能性が高い施設におけるマスクの着用、手指消毒、換気、飛沫防止等の感染対策の徹底
- ・ 多数利用施設における入場者の整理、入場者へのマスク着用の周知、飛沫防止措置等の感染対策の徹底

4 イベント開催制限

- ・ 参加人数が5,000人超のイベントについては、感染防止安全計画を策定し、県の確認を受けること
- ・ 上記以外の場合は、県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表すること
- ・ イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や人と人との距離の確保、マスクの着用、大声の回避、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に対する主催者による行動管理など、基本的な感染防止策を講じること

5 出勤抑制等

- ・ 在宅勤務(テレワーク)、時差出勤等、人との接触を低減する取組の徹底
- ・ 高齢・基礎疾患を有する等重症化リスクのある従業員等、妊娠している従業員等及び同居家族にそうした者がいる従業員等への在宅勤務(テレワーク)や時差出勤等の感染予防のための就業上の配慮
- ・ 県民生活及び経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びその業務を支援する事業者は、十分な感染防止策を講じつつ、欠勤者が多く発生する場合でも、事業の特性を踏まえ業務を継続すること